



# 難病の医療費助成 の申請に マイナンバーが必要です

平成29年11月13日から、マイナンバーを申請書等に記入することで、今まで提出する必要があった書類の一部が省略できるようになります。

## ポイント

### 受付窓口でマイナンバーを確認します

各保健福祉事務所で申請を行う際に、以下の①又は②の方法でマイナンバーの確認を行います。あらかじめ、必要な書類を準備してください。

#### ① 申請者本人が持参する場合

...以下の または のいずれかを提示してください

- (1) 申請者本人の「通知カード」 又は 「個人番号付きの住民票」  
 +  
 (2) 申請者本人の運転免許証、パスポート、障害者手帳など( )

(2)の書類がない場合は保険証、年金手帳、児童扶養手当証書等を2つ以上御準備ください。

**通知カードのみほん**  
平成27年末頃にご自宅に届いているものです。



#### 申請者本人の「個人番号カード」

##### 個人番号カードのみほん

通知カードについている申請書で無料で交付されるものです。一枚で本人確認と個人番号の確認ができます。



郵送で提出する場合は、 又は の写しを添付してください。

- ① 申請者本人以外(代理人)が持参する場合  
...以下の(1)~(3)を提示してください



- (1) 申請者本人から代理人への委任状、又は、申請者本人の健康保険証( )
- (2) 代理人の「個人番号カード」や運転免許証、パスポートなどから1種類
- (3) 申請者本人の「通知カード」の写しや「個人番号カード」の写し、個人番号付きの住民票などから1種類

委任状の様式は、各保健福祉事務所に備え付けています

申請者等の意向により、申請書に申請者がマイナンバーを記入した上で、施設等の職員が、申請者の使用者として申請書の提出をする場合は、申請者本人以外(代理人)がマイナンバーを見ることのないよう、申請書などを封筒に入れる等の措置をした上での提出が必要です。この場合、委任状等は不要です。  
なお、施設等の職員は、申請者に代わって申請書等にマイナンバーを記載することはできません。

## ポイント

### 申請書にマイナンバーの記入が必要です

窓口にお越しの際は、あらかじめ準備をお願いします。

「新規申請書」、「変更届」、又は「更新申請書」を提出する際は、患者本人と同じ健康保険に加入する世帯全員のマイナンバーを記入する必要があります。

## ポイント

### 住民票等の提出は引き続き必要です

連携開始後は、住民票抄本は省略が可能ですが、住民票謄本に関しては引き続き提出をお願いします。また、課税証明書に関しては、医療保険者に対する照会のため必要となる場合がございます。

